

議 長 日程第4「承認第2号専決処分の承認を求めることについて（松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 承認第2号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年4月7日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 専決処分の承認を求めることについての説明をさせていただきます。1ページおめくりください。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。こちらにつきましては、地方自治法の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、その改正内容が国民健康保険税の賦課限度額の引き上げであり、令和4年4月1日から適用されるものであったため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときとして専決処分させていただきましたので、その承認を求めるものでございます。

国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正内容につきましては、最後にあります参考資料の新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表を御覧ください。第2条第2項中、現行の下線部2か所ありますが、63万円を65万円に改め、第20条、現行の下線部2か所ありますが、63万円を65万円に、同じく2か所ありますが、19万円を20万円に改めるものでございます。

1枚お戻りください。松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の本文を御覧ください。中段、附則、第1項、施行期日。この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第2項、適用区分。この条例による改正後の松田町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議

長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとお声ですので、質疑なしと認め、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。承認第2号専決処分の承認を求めることについて(松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。